

令和5年3月

第128回丹波市議会定例会議案書

**人事案件は
自ページにしています。
(P1 ~ P28)**

議案第14号

丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年丹波市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 中山定住促進住宅の項を削る。

別表2 中山定住促進住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第15号

山垣辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画
の策定について

山垣辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議決を求める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

総合整備計画

兵庫県丹波市青垣町山垣辺地
(辺地の人口280人 面積3.8 km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市又は字の名称 丹波市青垣町山垣
 (2) 地域の中心の位置 丹波市青垣町山垣字西ヲチ1728番地4
 (3) 辺地度点数 106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市の北部に位置し、山間地域の狭長な谷筋等に住居が点在する人口密度が低い地域である。

丹波市立青垣いきものふれあいの里は、野鳥や昆虫、植物などの観察を通じて自然の大切さや関わり方を学ぶ教育施設として、児童や生徒の学習、地域団体の活動など、子どもから高齢者まで幅広く活用されている。

平成7年4月の開館以降、部品交換や修繕を行いながら当施設のエレベーターを使用してきたが、エレベーターの修繕部品の供給が令和6年に終了することから、エレベーターの改修工事を行う。エレベーターを改修することで、車いす利用者など誰もが安全に利用できる環境が整い、「ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」の推進に寄与することができる。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度（1年間）

（単位：千円）

施設名	区分 事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
丹波市立青垣いきものふれあいの里	丹波市	17,000	0	17,000	17,000
合 計		17,000	0	17,000	17,000

議案第16号

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第27条中「50を乗じたもの」を「52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた者にあっては、当該乗じて得た数に、その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもの」に改める。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年丹波市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条中「50を乗じたもの」を「52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもの」に改める。

第24条第1項第1号中「50を乗じたもの」を「52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。)及び12月29日か

ら翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を減じたもの」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

権利の放棄について

次のとおり市が有する債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 債権の名称
住宅新築資金貸付金
- 2 債権の額
4,487,276円

議案第18号

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

丹波市営自転車等駐輪場条例（平成16年丹波市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

丹波市営下滝駅前駐輪場	丹波市山南町下滝118番地4
-------------	----------------

」

を

「

丹波市営下滝駅前駐輪場	丹波市山南町下滝118番地4
丹波市営和田小学校前バス停駐輪場	丹波市山南町小野尻312番地5
丹波市営和田下町バス停駐輪場	丹波市山南町和田1194番地4

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.00」を「100分の7.20」に改める。

第6条中「100分の2.55」を「100分の2.30」に改める。

第8条中「100分の2.75」を「100分の2.45」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る丹波市国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第21号

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例

(丹波市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和6年6月30日」を「令和8年6月30日」に、「支給する」を「受けた医療に係る」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(所得による支給要件の特例)

5 第3条第1項第3号の規定にかかわらず、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの間は、乳幼児等が受けた医療に係る福祉医療費にあっては、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者及び乳児保護者に支給するものとする。

(丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成26年丹波市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年6月30日」を「令和8年6月30日」に改め、「並びに遺児」の次に「が受けた医療に係る福祉医療費にあっては」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

丹波市交通安全基金条例を廃止する条例の制定について

丹波市交通安全基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市交通安全基金条例を廃止する条例

丹波市交通安全基金条例（平成21年丹波市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第23号

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の見直しに伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の見直しに伴う関係
条例の整備に関する条例

(丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年丹波市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加え、「、事業者
等」を「事業者等」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所等ごと
に、当該事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外
での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安
全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する
事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定
し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研
修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られ
るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけ
ればならない。

4 事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の
変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移
動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼
児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握す
ることができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第24号

懲戒権に関する規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

懲戒権に関する規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

懲戒権に関する規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年丹波市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(監護及び教育における人格尊重義務)」に改め、同条中「懲戒」を「監護及び教育」に、「身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない」を「利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」に改める。

(丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年丹波市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「(監護及び教育における人格尊重義務)」に改め、同条中「懲戒」を「監護及び教育」に、「身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない」を「教育・保育給付認定子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の教育・保育給付認定子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

丹波市立農の学校に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立農の学校
位 置 丹波市市島町上田1134番地

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 マイファーム
代表者 代表取締役 西辻 一真
所在地 京都府京都市下京区東塩小路町607番地 辰巳ビル1階

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第26号

丹波市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市下水道条例の一部を改正する条例

丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例の制定について

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波
市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業集落排水 施設	前山浄化センター	丹波市市島町下鴨阪 1番地	徳尾、大杉、谷上、 鴨阪、尾端、下鴨阪
農業集落排水 施設	美和東浄化センタ ー	丹波市市島町勅使11 49番地	酒梨、勅使、城ヶ花

」

を

「

農業集落排水 施設	前山浄化センター	丹波市市島町下鴨阪 1番地	徳尾、大杉、谷上、 鴨阪、尾端、下鴨阪
--------------	----------	------------------	------------------------

」

に改める。

別表第2中「美和東浄化センター」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。